

4．ガイドラインの使い方

(対象) すべての人

それぞれの関係者が、本ガイドラインをどのように用いるべきかをまとめると以下のようになる。

(1) 行政（国・地方自治体）

(a) 普及啓発の推進

事業者への普及促進・「屋外照明等設置チェックリスト」、「広告物照明の扱い」の事業者への配布。

- ・事業者に対する普及啓発においてテキストなどとして利用。

市民への普及促進

- ・「屋外照明等設置チェックリスト」における住宅に関する規定を抽出したパンフレットの作成配布など。

(b) 国・自治体が開発事業等を実施する場合

- ・地域計画策定時における活用。
- ・ガイドラインの適用事例の一般への公開。

(c) 地域計画等街作りへの反映

(2) 施設管理者・施設整備者

- ・「屋外照明等設置チェックリスト」、「広告物照明の扱い」を利用。
- ・照明器具を特注する場合など、開発事業者が照明機器をデザインする場合は、「屋外照明設備のガイド」を参照。

(3) 照明環境設計者

- ・基本的には施設管理者・施設整備者と同等であるが、照明に関する高度な知識に基づき、より高い視点から、ガイドラインを利用。

(4) 照明メーカー

- ・「屋外照明設備のガイド」を照明機器の開発、デザイン時に参照。
- ・製品カタログ作成時に、直接・間接の購入者が「屋外照明設備のガイド」における評価項目を判断できるように工夫。

(5) 広告物製造事業者・広告物設置業者

- ・「広告物照明の扱い」を利用。

(6) 市民

(a) 光害を理解する

- ・「「光害」の定義」を参照。

(b) 自宅の屋外照明をチェックする場合

- ・「屋外照明等設置チェックリスト」における住宅に関する規定を参照。

[解説]

ガイドライン使用の手順

各ガイドラインを利用する場合の流れと、それぞれの利用対象者が利用する範囲を下図Gに示す。

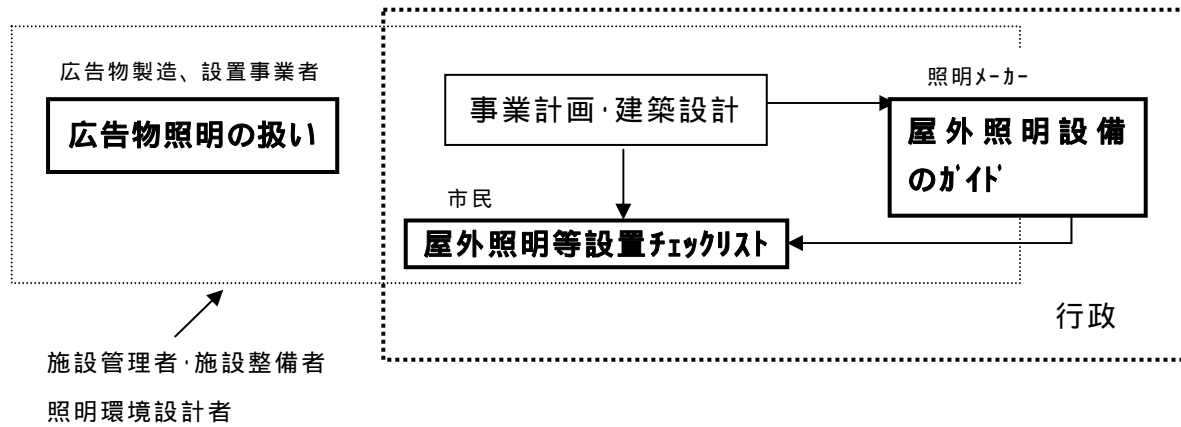


図 G ガイドラインの使用の流れ